

事業計画書

(第4期)

(2024年8月1日～2025年7月31日)

一般財団法人犬猫生活福祉財団



I はじめに

一般財団法人犬猫生活福祉財団は、現代社会において犬及び猫をはじめとする動物が適切な福祉環境を享受できていない状況が多々存することに鑑み、関係団体、獣医師、飼主等と協働して、適切な福祉環境下でない動物の発生を防ぐ取り組みと、動物が適切な福祉環境下で飼育されることを促す取り組みを実施するとともに、人と動物の共生に関わる動物愛護、動物福祉、公衆衛生、社会福祉等の理念の普及とこれに沿う活動を行い、もって、動物の福祉の向上を図るとともに公衆衛生と人の福祉を増進し、人と動物とが持続的に共生できる社会の実現を図ることを目的とする。この目的を達成するため、当法人の第4期（自2024年8月1日 至2025年7月31日）の事業計画を以下のとおり策定する。

II 基本方針

今期は、以下を中心に事業活動等を行う予定である。

- ① 動物の保護及び譲渡活動並びにこれらの活動を行う施設の設置運営に関する事業
- ② 動物病院（スペイククリニック）の設置運営に関する事業
- ③ 動物の保護、譲渡活動、動物診療を行う団体等に関する支援、助成に関する事業
- ④ 動物愛護とその福祉・保健衛生の知識、理念及び活動についての広報及び寄付促進に関する事業
- ⑤ 適正な法人運営及び公益認定に関する準備及び申請

III 事業計画

- 1 動物の保護及び譲渡活動並びにこれらの活動を行う施設の設置運営に関する事業（定款第4条第1項第1号、同第2号）

本事業については、主に以下のとおり行う。

- ① 前橋シェルターの運営

前橋シェルター（犬猫タウン前橋）の運営を継続して行う。同シェルターにおいては、前橋保健所より引出した保護動物につき、必要な医療処置等を施したのちに里親に譲渡する活動を展開する。

里親の募集は、主に個人を対象として、インターネットやSNSを通じて行う。

里親募集のWebサイトを活用することにより、犬及び猫の里親探し、譲渡等のあっせんを行う。

年間で100頭の犬及び猫の譲渡を目標とする。

- ② 吉岡シェルターの運営

ジョイホンパーク吉岡店内の吉岡シェルター（犬猫タウン吉岡にゃんこシェルター）の運営を継続して行う。同シェルターにおいては、猫のみを対象とし、前橋保健所及び群馬県動物愛護センター等より保護動物の引出しを行う。当施設においては検疫室を持たないことから、検疫及び初期に必要な医療処置等については前橋シェルター及び協力ボランティアの元で実施し、その後吉岡シェルターにて飼育と里親の募集を行う。

里親の募集は、前橋シェルターと同様に、主に個人を対象として、インターネットやSNSを通じて行う。

今期は48頭の猫の譲渡を目標とする。

- ③ 前橋シェルター及び吉岡シェルターのスタッフの育成

獣医師、動物看護師、シェルタースタッフとしてさらなるスキルアップのためのマニュアル整備や研修を実施する。

- ④ 前橋市役所との連携

前橋市役所との連携と協力関係をより深める。また、同市のふるさと納税施策の実施に1回以上協力する。

- 2 動物病院（スペイククリニック）の設置運営に関する事業（定款第4条第1項第3号）

本事業については、主に以下のとおり行う。

主として飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を提供する専門病院を運営する。
受診希望者の募集は、主に個人対象として、インターネットやSNSを通じて行う。
自動車を用いた出張不妊去勢手術も実施する。
年間で689頭の不妊去勢手術の実施を目標とする。

3 動物の保護、譲渡活動、動物診療を行う団体等に関する支援、助成に関する事業（定款第4条第1項第4号）

本事業については、主に以下のとおり行う。

① 助成金交付事業

犬又は猫の保護活動を行う法人等に対し、助成金を交付する。申請方法は公募とし、今期中は、1回以上の実施とする。

助成金の上限額は、1件あたり30万円とし、助成事業に係る犬又は猫の頭数に応じ、1頭あたり1万円から2万円の割合にて計算した額を基礎として算定する。

② ボランティア情報サイトの運営

動物の愛護活動を行う団体と同活動でのボランティア活動を希望する個人とを結び付けることを目的とし、ボランティアの募集状況等の情報を集約したWebサイトの運営を行う。

4 動物愛護とその福祉・保健衛生の知識、理念及び活動についての広報及び寄付促進に関する事業（定款第4条第1項第7号）

本事業については、主に以下のとおり行う。

① 動物愛護思想及び動物福祉について普及啓発する広報、広告を主にSNS（Instagram）を通じておこなう。そのことにより、より幅広い世代、地域に訴えかけ、動物愛護・動物福祉の普及活動を目指す。

② 前橋市において動物愛護・動物福祉に関するイベント等を開催することにより、地域連携を深め、ボランティア・寄付等の募集を効率的に行うとともに、譲渡のあっせんを行う。

③ 当法人Webサイトにおいて、情報提供を行うことにより、動物愛護思想及び動物福祉についての普及、動物愛護・福祉関連諸団体との連絡調整、犬及び猫の里親探し、譲渡等のあっせん、飼育方法の指導を効率的に行う。

5 適正な法人運営及び公益認定に関する準備及び申請

① サポーター会員の募集

今期は、引き続き、当法人の活動の安定と拡大を企図し、又、当法人の活動理念を広く普及するために、サポーター会員を随時募集する。

年度末に900名のサポーター会員がいる状況を目指とする。

② 内部諸規程に基づく運営及びコンプライアンスの確保

今期も、引き続き、当法人の定款及び内部諸規程に沿った当法人の適正な運営に努め、かつ、コンプライアンスの確保に努める。

以上